

【資料 7】

鹿 児 島 海 区  
漁業調整委員会資料  
令和 8 年 1 月 30 日

【議題 7】

アサヒガニの採捕に係る委員会指示について（協議）



# アサヒガニの採捕に係る委員会指示について

鹿児島海区漁業調整委員会事務局

アサヒガニの採捕に係る委員会指示については、有効期間が令和8年3月31日をもって満了することから、下記のとおり取り扱うこととしたい。

## 記

### 1 委員会指示の取扱いについて

- (1) アサヒガニの繁殖保護を図るため、引き続き、同様の内容で指示を発出する。
- (2) 指示の有効期間については、令和8年4月1日から3年間とする。

### 2 指示内容

新旧対照表（案）のとおり

### 3 参考

#### (1) 指示の概要

- ① 当初発出時期  
平成8年度（以後、3年ごとに更新）
- ② 内容  
ア 体長制限（甲長8センチメートル以下のアサヒガニの採捕禁止）  
イ 禁漁期間設定（5月1日から8月31日まで採捕禁止）

#### (2) アサヒガニの採捕状況について

- ① 共同漁業権の内容となっている、又は知事許可を有している漁協13漁協（支所）及び1漁連
- ② 採捕状況及び委員会指示の周知状況等について  
別紙「アサヒガニの採捕等に関する調査結果」のとおり

鹿児島海区漁業調整委員会指示第7-●号

鹿児島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和8年●月●日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 体長制限

甲長8センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。

2 禁止期間

5月1日から8月31日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

アサヒガニの採捕についての指示 新旧対照表 (案)

更新 (案)	現行	備考
<p><b>鹿児島海区漁業調整委員会指示第7-1号</b></p> <p>鹿児島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。</p> <p><u>令和8年●月●日</u> 鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指示の有効期間 <u>令和8年</u>4月1日から<u>令和11年</u>3月31日までとする。</p>	<p><b>鹿児島海区漁業調整委員会指示第4-1号</b></p> <p>鹿児島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。</p> <p>令和5年1月20日 鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指示の有効期間 令和5年4月1日から令和5年8月31日までとする。</p>	<p>発出日の更新</p> <p>有効期間の更新</p>

# アサヒガニの採捕等に関する調査結果

## 1 調査対象

あさひがにかかり網漁業が共同漁業権の内容となっている、又は知事許可を有している13漁協（支所）及び1漁連

○共同漁業権

甌島，県漁協（野間池・秋目・久志・佐多），坊泊，枕崎市，かいゑい，山川町，内之浦，高山，十島村，宇治漁連

○知事許可

県漁協（野間池・三島村）

## 2 調査結果

### (1) あさひがにかかり網漁業の漁業者数及び漁獲量の推移（直近3カ年）

年度	4	5	6
漁業者数(人)	31	26	27
漁獲量 (kg)	216.0	322.4	198.1

### (2) アサヒガニの採捕に関する委員会指示の周知状況

項目	漁協数
十分周知されている	7
ある程度周知されている	6
ほとんど知らない	1
その他	0
計	14

※ 宇治漁連を除く

※ 複数回答あり

### (3) 委員会指示周知のための取り組み

項目	漁協数
指示の遵守について掲示板等により周知	4
漁期中に甲長8cm以下のアサヒガニを水揚げさせないようにする	6
特に行っていない	2
その他(行使承認書により，漁業調整規則だけでなく委員会指示の期間を含めて禁漁期を周知している。)	2
計	14

※複数回答あり

### (4) 委員会指示をめぐる操業上，流通上のトラブルについて

特になし

### (5) その他意見（自由記述）

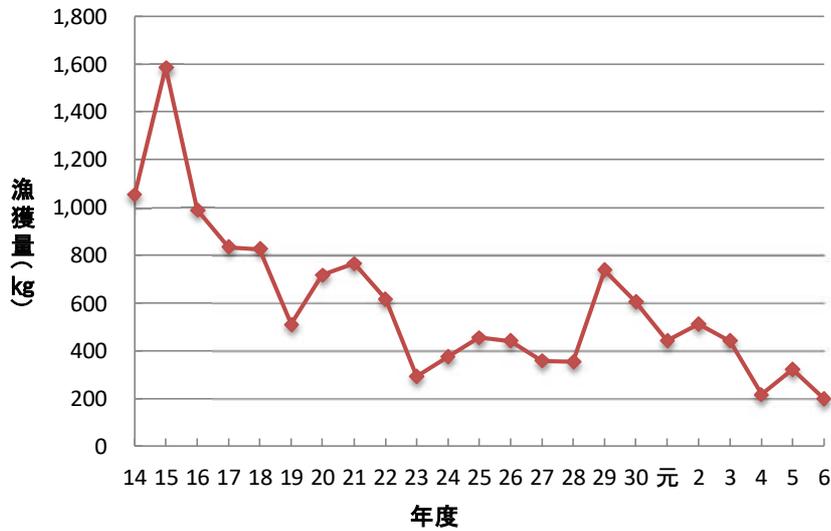
特になし

# アサヒガニ採捕状況について

## 1 アサヒガニ漁獲量推移

年度	漁獲量(kg)
14	1,054.1
15	1,586.1
16	988.7
17	833.3
18	826.3
19	509.4
20	716.4
21	765.5
22	616.2
23	292.3
24	375.3
25	454.2
26	440.9
27	357.2
28	353.7
29	737.3
30	604.7
元	442.8
2	511.0
3	440.9
4	216.0
5	322.4
6	198.1

### 漁獲量推移

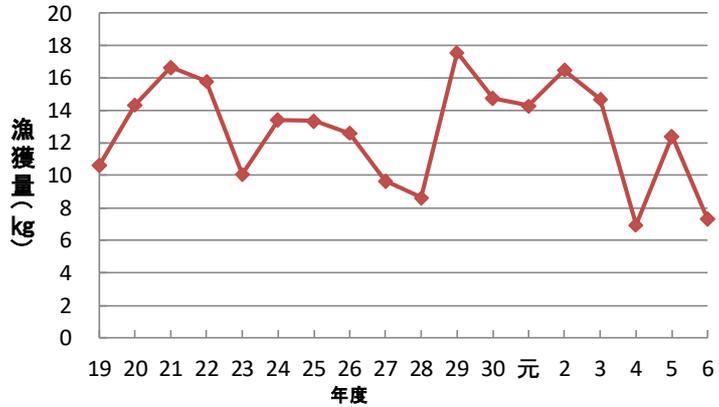


## 2 漁業者数

(単位:kg)

年度	人数	1人あたり漁獲量
19	48	10.6
20	50	14.3
21	46	16.6
22	39	15.8
23	29	10.1
24	28	13.4
25	34	13.4
26	35	12.6
27	37	9.7
28	41	8.6
29	42	17.6
30	41	14.7
元	31	14.3
2	31	16.5
3	30	14.7
4	31	7.0
5	26	12.4
6	27	7.3

### 漁業者1人あたり漁獲量推移

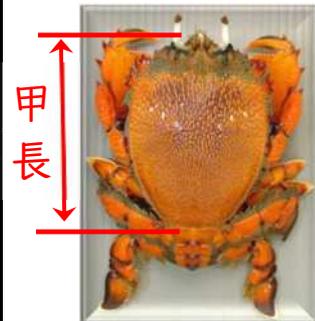


## 3 漁協別漁獲量

(単位:kg)

漁協	4年度	5年度	6年度	計
甌島	27.3	21.0	28.0	76.3
県漁協(野間池・秋目・久志)	67.1	82.0	44.9	194.0
坊泊	0.0	18.0	0.0	18.0
枕崎市	0.0	0.0	0.0	0.0
かいぬい	0.0	0.0	0.0	0.0
山川町	1.2	0.8	1.0	3.0
県漁協(佐多)	8.7	21.5	0.0	30.2
内之浦	94.3	161.6	108.7	364.6
高山	5.9	13.3	0.7	19.9
十島村	0.0	0.0	11.0	11.0
県漁協(三島村)	11.5	4.2	3.8	19.5
計	216.0	322.4	198.1	736.5

### アサヒガニ



※甲長とは…  
甲の先端から甲の最下端  
までの長さをいう

※宇治漁連は共同漁業権に「かかり網漁業」あり。甌島漁協組合員が行使者であり、漁獲量は甌島漁協分に含まれる。